

Title	都市計画法の制定に関する一考察(4)
Sub Title	The enactment of the city planning law, 1968 (4)
Author	長谷川, 淳一(Hasegawa, Junichi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2010
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.4 (2010. 1) ,p.743(109)- 765(131)
JaLC DOI	10.14991/001.20100101-0109
Abstract	1968(昭和43)年に制定された都市計画法については、都市計画史研究や都市法研究の分野で、法の制定を促した時代背景、制定までの経緯、制定された法の内容とその問題点についての検討が重ねられてきたが、このうち特に、そうした時代背景の詳細や、指摘される法の問題点が制定までの過程でどの程度議論されたのかといった点については、十分な検討がなされているとは言い難い。本稿は、こうした点を念頭に、当時の新聞・雑誌や省庁間での議論、国会での審議などの分析を通して、この都市計画法の制定を検討するものである。
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20100101-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

都市計画法の制定に関する一考察 (4)*

長谷川 淳 一

要 旨

1968 (昭和 43) 年に制定された都市計画法については、都市計画史研究や都市法研究の分野で、法の制定を促した時代背景、制定までの経緯、制定された法の内容とその問題点についての検討が重ねられてきたが、このうち特に、そうした時代背景の詳細や、指摘される法の問題点が制定までの過程でどの程度議論されたのかといった点については、十分な検討がなされているとは言い難い。本稿は、こうした点を念頭に、当時の新聞・雑誌や省庁間での議論、国会での審議などの分析を通して、この都市計画法の制定を検討するものである。

キーワード

都市計画、都市計画法、都市政策、計画風土、タテ割り行政、私権の制限

IV 1967 (昭和 42) 年 4 月地価対策閣僚懇談会以後の、 都市計画法改正案をめぐる曲折

(1) 都市計画法改正案要綱の公表前後の新聞報道

1967 (昭和 42) 年 3 月末の宅地審議会第 6 次答申を受け、4 月上旬の地価対策閣僚懇談会で、旧法にかわる新法としての都市計画法の制定に大きく舵を切った政府は、都市計画法改正案を開催中の第 55 回特別国会に提出するべく本格的な取り組みを開始した。5 月上旬には建設省がまとめた都市計画法改正案の要綱が公表され、6 月 23 日の閣議で同案の大綱が決定され、7 月 7 日の閣議でついに法案が決定され、同月 14 日に国会提出にこぎつけた。その流れは新聞でも報じられ、その間各紙は、さまざまな問題点を指摘しつつも、都市計画法を迅速に制定すべきだと強く主張した。また、国会においても、都市計画法改正案が提出されるまでの間に、同案に関連した議論が、関連法案の審議等の場で盛んになされていた。ただし、国会提出にこぎつけるまでの都市計画法改正案の策定は、実際には、関係省庁間のタテ割りの意見対立が際立つ過程となった。その様子を公文書等の分析を通してくわしくみていく前に、本稿本号分では、冒頭にあげた 4 月の地価対策閣僚懇談会以後

* 本稿に対して頂戴した、匿名の評者のコメントに感謝申し上げます。

における、都市計画法改正案の策定に関する新聞報道や国会での議論の詳細を検討しておく。

新聞の中では、すでに、1967（昭和 42）年 4 月 11 日の『読売新聞』が、当日の閣議で西村英一建設大臣が、4 日前の地価対策閣僚懇談会での議論にもとづき、関係各省とも協議の上で 1 週間以内に都市計画法改正案の原案をまとめ、5 月中旬には国会に提出するとの「建設省の方針について報告することになった」と報じていた⁽¹⁾。国会でも、たとえば 5 月 15 日の参議院予算委員会での昭和 42 年度予算審議において、社会党の瀬谷英行が、政府に「新しい都市計画法をつくるという構想がおりになるのかどうか、その構想はどのようなものであるか」という点を質したのに対して、西村建設大臣が、3 月末に出された宅地審議会第 6 次答申を受けて、「ただいま政府の部内で都市計画法の改正を検討をいたしております。できればこの国会に提案をして御審議を願いたい、かように考えて、いま検討を進めておる最中でございます」と応じた⁽²⁾。

本稿前々号分でみたように、西村は、宅地審議会第 6 次答申の発表直前の 1967（昭和 42）年 3 月中旬には、都市計画法改正案の国会提出を断念したと新聞で報じられていた⁽³⁾。実際、4 月上旬の地価対策閣僚懇談会の数日前に行なわれた衆議院予算委員会で西村は、この答申にどう対応するのかとの民社党の河村勝の質問に対し、「さしあたりのスケジュール」としてこの答申を地価対策閣僚懇談会にかけ「さしたる困難がなければ都市計画法…を改正して土地利用計画を確立したい」としつつも、「しかし、いろいろむずかしい問題がたくさん含まれて」と述べて、さらに付言して、「おおよそわれわれとしてはアウトラインは描いております。描いておりますが、〔閣〕僚、各省との調整もまだ十分とっていないわけでございます」と、消極的なニュアンスをにじませている⁽⁴⁾。それが、地価対策閣僚懇談会を経て、西村自身も改正案の国会提出に前向きな姿勢を示すようになったのである。

上記のように、新聞では、この地価対策閣僚懇談会からおおよそ 1 カ月後の 1967（昭和 42）年 5 月初旬に、建設省がまとめた都市計画法改正要綱が紹介され、連休明けからの関係省庁との意見調整を経て、要綱にもとづく改正案が国会に提出される予定であると報じられていた⁽⁵⁾。この要綱は、各紙での内容の紹介と比較して、国立公文書館に所蔵の 4 月 24 日付の「都市計画法案要旨」とほぼ同じものと思われる。「都市計画法案要旨」は、法の目的、都市計画区域、都市計画の内容、都市計画

(1) 「都市計画法改正、来月国会へ」『読売新聞』1967 年 4 月 11 日。

(2) 「第五十五回国会参議院予算委員会会議録第十四号」1967 年 5 月 15 日、11 ページ。なお、「都市計画法の制定に関する一考察（1）」『三田学会雑誌』102 卷 1 号（2009 年 4 月）注（66）で記したように、国会会議録に関して本稿では、国立国会図書館のホームページ上のものを利用しているが、より厳密に言えば、そこでの冊子画像を利用しているため、「都市計画法の制定に関する一考察（1）」注（66）での会議録の表記においてはアラビア数字を漢数字とするなどすべきであったことをお詫びしたい。

(3) 「都市計画法の制定に関する一考察（2）」『三田学会雑誌』102 卷 2 号（2009 年 7 月）151–152 ページ。

(4) 「第五十五回国会衆議院予算委員会会議録第十一号」1967 年 4 月 4 日、8 ページ。

の決定、開発許可制度、都市計画事業、その他の7項目から成っていたが⁽⁶⁾、たとえば一面において比較的詳しく紹介している『毎日新聞』の記事で強調されたのは、概ね、都市計画区域の指定、都市計画区域内での区分、都市計画決定の過程、開発許可の原則と当座の適用対象、および、その他事項の一部であった土地の買い取り請求の諸点であった。すなわち、都市計画区域については、都道府県知事が、関係市町村や都市計画地方審議会の意見を聞き、建設大臣の認可を受けて、これを指定する。都市計画は、都市計画区域内を、市街化すべき地域と市街化を抑制すべき地域に区分して定める。都道府県知事は、関係市町村が作った都市計画の原案にもとづいて都市計画案を作り、一般住民への説明会を開いて、都市計画地方審議会の議を経た上で都市計画を決定する。都市計画区域内で開発行為を行なおうとする者は、都道府県知事（大きな市の場合は市長）の許可を受けなければならない、このうち市街化すべき地域では1ヘクタール以上、市街化を抑制すべき地域では20ヘクタール以上の開発事業でなければ原則として許可しない。また、この開発許可制度は当分の間、東京、大阪、名古屋等の大都市とその周辺地域から始めて順次全国に適用する。都道府県知事は、都市計画に必要土地を指定してそこでの建設を禁止することができるものとするが、その土地所有者は指定後5年を経過したらその土地の買い取りを請求することができる、といった諸点であった⁽⁷⁾。

たしかに、『朝日新聞』は、「この改正案は、建設省が都市問題に、本格的に取組もうとする姿勢のあらわれとして、高く評価する向きも多い。…ともかくこの法改正によって都市づくりの新しい方向は定まり、政府の都市対策をかえるキメ手になるともいえる」と述べていた⁽⁸⁾。ただし、同紙の別の記事では、この要綱の内容の一部に「各省庁から強い反発が予想され」、また建設省が土地収用法改正案や都市再開発法案もかかえているため、「都市計画法改正案の成立には曲折が予想されている」とも指摘されていた⁽⁹⁾。『読売新聞』によれば、建設省はすでに1967（昭和42）年4月下旬に、

(5) 「段階的に近郊開発 都市計画法改正要綱まとまる 公共事業市街化地域へ集中」『朝日新聞』1967年5月4日、「秩序ある都市づくり 建設省が法案要綱 土地開発に許可制 知事が計画区域指定 周辺の地価抑制ねらう」『毎日新聞』1967年5月4日、「市街化地域と抑制地域 二つに分け整備 都市計画法 改正案固まる」『日本経済新聞』1967年5月4日、「都市計画法改正要綱まとまる 開発には許可制度 調整地域は20ヘクタール以上に」『読売新聞』1967年5月4日。なお、新聞における法案要綱のもっとも詳しい紹介としては、たとえば、「都市計画法案要綱要旨」『毎日新聞』1967年5月4日や「都市計画法の改正要綱（要旨）」『読売新聞』1967年5月4日がある。

(6) 「都市計画法案要旨（四二 四 二四 都市局）」国立公文書館、本館-4A-030-00・平15法制00385100『第55国会都市計画法案（その1）昭和42年』。国立公文書館所蔵の資料によれば、その後、何種類かの要綱や大綱、条文化された法案が作られていったが、それらの分析は、本稿本号分の最後で述べるように、本稿次号分で行なう。

(7) 前掲注(5)「秩序ある都市づくり…」『毎日新聞』1967年5月4日。このほか、前掲注(5)「段階的に近郊開発…」『朝日新聞』1967年5月4日、「市街化地域と抑制地域…」『日本経済新聞』1967年5月4日、「都市計画法改正要綱まとまる…」『読売新聞』1967年5月4日も参照のこと。

(8) 「都市計画法改正案の問題点 新風吹込む大手術 “私権制限” など反対は多いが 実効は予算の裏付けに」『朝日新聞』1967年5月7日。

各省との正式折衝前の予備的な折衝の段階で、宅地審議会第6次答申にうたわれた空閑地税を都市計画法案に盛り込むことを断念していた⁽¹⁰⁾。その理由については、「自民党都市政策調査会が『課税は逆に地価をつりあげる。売り手が値段に税金分を付加するからだ』と反対、また、大蔵省、不動産業界などからも『徴税技術、空閑地の認定、課税負担の衡平などの点で問題』という声があがったため」と報じられた⁽¹¹⁾。実際、水田三喜男大蔵大臣は4月4日の衆議院予算委員会で、空閑地税創設を実行するつもりかとの河村勝の質問に対し、「これは何が空閑地であるかという問題と関連しまして、実際にはなかなか困難な問題じゃないかと私は思っています」と否定的な見解を示していた⁽¹²⁾。

都市計画法改正案の成立を困難にさせると考えられたもうひとつの要素は、私権制限であった。私権制限に関する関心の高さは、1967（昭和42）年5月3日のNHKの番組によく示されていたと言えよう。NHKは、「憲法記念日特集」として、『土地の私権はどこまで制限できるか』（憲法第29条と社会）と題した1時間半の座談会を、午後9時半からテレビとラジオ第1放送で同時放送した。司会は石原舜介東京工業大学教授で、討論者は田中角栄自民党都市政策調査会会長、江戸英雄三井不動産社長、幾代通東北大学教授であった。『朝日新聞』のテレビ欄では、番組を、「憲法第二十九条は個人の財産権を明確に規定している一方、公共の利益のためには、正当な補償を前提として私権の制限を認めている。しかし、現実の土地利用に当っては紛争が跡をたたない。新しい時代の土地政策の方向を座談で考える」と紹介していた⁽¹³⁾。市街化を抑制する区域を設け、しかもこの抑制に対して補償も行なわれないことが、私権の制限にあたるかどうかが問題とされたのであった。

このほか、都市計画法改正案要綱に関して『朝日新聞』は、不動産協会が「市街化地域にしか家がたてられないとしたら、〔その地価が〕暴騰するのは当然」だと批判し、また自治省や全国市長会が「計画決定の権限をせっかく大臣から知事へ移しておきながら、市町村長が自分たちの町づくりについて決定権がないというのは、地方自治の建前から全然おかしい」との「自治侵犯論」を主張していると報じた⁽¹⁴⁾。『毎日新聞』も、都市地域を市街化すべき地域とそれを押える地域に分けたこと

(9) 前掲注(5)「段階的に近郊開発…」『朝日新聞』1967年5月4日。「関係省庁との調整は難航か」『朝日新聞』解説、1967年5月4日も参照のこと。

(10) 「空閑地税は断念 都市計画法改正で建設省 固定資産税を手直し」『読売新聞』1967年4月24日。

(11) 「土地は怒っている 都市建設のページ 生かそう、東京の空閑地 区部だけで15%も…… 政府の無策がのさばらせる 高額課税で吐き出させよう 政治家に勇気と決断を」『読売新聞』夕刊、1967年5月1日。

(12) 前掲注(4)「第五十五回国会衆議院予算委員会議録第十一号」1967年4月4日、8ページ。水田三喜男大蔵大臣が空閑地税に難色を示していることに関して、「『とくに土地所有者、不動産業者などの反対が強いこと』が、この蔵相の態度に反映されているらしいという」と述べた、都留重人（一橋大学教授）「蔵相の反対論に失望 空閑地税と地価」『読売新聞』夕刊、都市随想、1967年5月1日も参照のこと。

(13) 『朝日新聞』テレビ欄、1967年5月3日。『毎日新聞』テレビ欄、1967年5月3日も参照のこと。また、この番組についての専門誌での言及として、荒秀「開発許可制度と住民の損失」『ジュリスト』372号（1967年6月15日）、47-48ページを参照のこと。

で、地価抑制が「できるかどうか疑問である」と論じた。「宅地審議会のなかにも『はっきり区分すると市街化すべき地域で土地の値上がり激しくなる恐れがある』という意見があった」ことを勘案すれば、市街化を押える地域の地価が下がることで全体的に地価を抑制できるとする「建設省の楽観論」にもかかわらず、この法案に地価の安定を求めることは無理のようだ⁽¹⁵⁾というのであった。『日本経済新聞』も、「土地所有者はだれでも市街化地域に指定されることを望むだろうが、これをどう調整するのか」という問題や、都市計画決定権限にかかわる各省の反発に関する懸念を示し、『読売新聞』は市街化地域内での農地転用の自由化や空閑地対策としての何らかの税措置等が明文化されていないことを批判した⁽¹⁷⁾。

そうした中でも、自治省と建設省の対立という問題は、新聞等でかなり注目を集めていた。要綱が各紙で報じられた前々日には、自民党都市政策調査会の要請で自治省がまとめた都市政策に関する基本的な考え方と、建設省等の考え方の相違が、各紙で報じられた。すなわち、過密・過疎の問題に取り組んできた自治省⁽¹⁸⁾の考え方は、大都市圏域への人口、産業の集中を「極力抑制」し、今後の開発の重点を新産業都市、工業整備特別地帯の育成など地方開発に置くべきだというものであり、建設省や経済企画庁の、経済の発展にともなう大都市の膨張は防ぎ得ないものであるから「むしろその膨張に対応する策を立てるべきだ」とする考え方と「対立」していた、というのである。そして新聞では、自民党の田中角栄都市政策調査会長も、市街地の住宅の高層化など市街地再開発を都市政策の基本にしての「膨張への対応策に重点をおく考え方だといわれるので、政府、自民党の今後の都市政策の推進は、まずこうした基本的な考え方の調整が大きな問題となろう」と論じられた⁽¹⁹⁾。

(14) 前掲注(8)「都市計画法改正案の問題点…」『朝日新聞』1967年5月7日。

(15) 「道路、下水道などの整備が問題」『毎日新聞』解説、1967年5月4日。

(16) 「シリ抜けの心配も 建設省の都市計画法改正案 建築基準法手直し必要」『日本経済新聞』解説、1967年5月4日。『日本経済新聞』はその後ほどなく、要綱では市街化地域における宅地造成は1ヘクタール以上でないと許可しないとしていたのが「大きくゆるめ」られ、0.1-0.5ヘクタール以上で良質なものは許可することに改められたと報じた。「新たに指導基準 宅地造成、0.1ヘクタール以上許可 新都市計画法の建設省案」『日本経済新聞』1967年5月15日。

(17) 「物足りぬ空閑地対策」『読売新聞』解説、1967年5月4日。

(18) 前掲注(2)「都市計画法の制定に関する一考察(1)」『三田学会雑誌』102巻1号、139-140ページを参照のこと。

(19) 「自治省大都市政策で基本方針 人口など集中抑制 開発の重点は地方に」『朝日新聞』1967年5月2日。「地方開発に重点 自治省の都市政策 大都市の再開発押える 人口抑制 建設省と対立」『毎日新聞』1967年5月2日、「人口・産業集中押えよ 自治省の都市政策 建設省と食い違い」『日本経済新聞』1967年5月2日、「市街地の再開発より 人口、産業を分散 過密防止に自治省方針」『読売新聞』1967年5月2日も参照のこと。

(2) 都市計画法改正案大綱の閣議決定前後の報道

1967（昭和42）年5月上旬の都市計画法改正案要綱の発表から10日ほど後の『日本経済新聞』は、建設省がこの要綱を条文化した法案を関係省庁に示したと報じた。それによると、「建設省は佐藤首相がこの法案の今国会提出に強い意欲をみせているので今週いっぱい精力的に各省庁との調整を進め、来週中には内閣法制局に持ち込みたい考え」であったが、「都市計画の決定権限問題が関係省庁の間でもめそうなことや国会会期のからみもあるので、最悪の場合は時間切れになるおそれも出ている」との懸念もあつた。⁽²⁰⁾5月後半には、特に『読売新聞』が、都市計画法改正をめぐっては「反論も多く、このため、今国会提出は無理という声もでてゐる。しかし、都市計画法は、土地利用計画実現のための最大の武器で、住みよい環境をつくるためにも、政府は勇気をもってこれの実現を期すべきだ」といった主張を繰り返した。⁽²¹⁾5月末の同紙では、東京大学法学部長となつた辻清明が、「都市開発に必要な土地利用の計画のために、なんらかの形で、土地私有権へ規制を加えることは、わが国においても、いよいよ、のっぴきならない要請になってきたようだ」と論じた。⁽²²⁾同じ頃の同紙社説は、3月に佐藤首相が施政方針演説で都市政策の推進をうたい、⁽²³⁾また、自民党が都市政策調査会を設置したことを指摘し、「都市計画法の改正一つ実施できないようでは、首相発言はから念仏だったし、調査会は都市問題解決のためではなくて、都市における票を得るための単なるゼスチュアにすぎないと言われてもしかたあるまい」と述べた。⁽²⁴⁾

1967（昭和42）年6月19日には、次のような記事が『朝日新聞』に出た。「今国会での重要法案に予定されながら、各省との調整が難航し、国会提出が危ぶまれていた都市計画法改正案は、ひとまず要綱の形で、今週中にも閣議の了承をとりつけられる段取りとなり、遅くとも今月中には国会に提出できる見通しがついた」というのである。以下、この記事によれば、私権の制限等が問題視されたこともさることながら、「建設省の権限が拡大することに対する自治、運輸、通産、農林、厚生各省からの反発も強く、この調整は難航に難航を重ねてきた。…ところが最近、自民党政調会の関係部会を中心に政治的調整が急速に進み、多少の手直しがあつたほかは、ほぼ建設省の構想に近い線で、今週中にも要綱の最終案がまとまるメドがついた」のであつた。「さらに政府としても十六日の閣議で、内閣法制局での成案作成作業が手間どるなら、できあがつた要綱だけでも閣議了承の形で認め、とにかく今国会への提出を急ぐべきである、との点で意見が一致した」ので、「こうして、

(20) 前掲注(16)「新たに指導基準…」『日本経済新聞』1967年5月15日。この建設省案の詳しい内容については、「新都市計画法案の内容」『日本経済新聞』1967年5月15日を参照のこと。

(21) 「土地は怒っている 都市建設のページ 健全な、秩序ある都市開発を やむをえぬ私権制限 有効な土地利用が先決」『読売新聞』夕刊、1967年5月29日。

(22) 辻清明「宅地不足は公害 私有権は万能ではない」『読売新聞』夕刊、都市随想、1967年5月29日。

(23) 「都市計画法の制定に関する一考察(3)」『三田学会雑誌』102巻3号(2009年10月)67-68ページを参照のこと。

(24) 「都市計画法改正を急げ」『読売新聞』社説、1967年5月30日。

一時国会提出の断念も予想された同改正案は、結局延長必至の今国会で審議できる見通しとなった⁽²⁵⁾というのであった。

この前後の、1967（昭和42）年5月後半から7月前半にかけて、都市計画法改正案に関連した、様々な法制度の整備や取り組みが新聞紙上で報じられていた。たとえば建設省は、都市計画法改正にともなう建築基準法の一部手直しを検討してきたが、5月下旬にその大綱が建築審議会です承された。これは、都市計画法での市街化区域に住宅を建てる場合、一定の基準による私道、排水施設の設置を義務づける等の内容を持つもので、都市計画法の施行法改正という形で進められるものとされた。特に、宅地造成をする場合に従来あいまいにされてきた私道の基準については、4メートル以上6メートル程度の幅を「一定基準」とすることが検討されており、「今後指定地域で基準外の宅地を買っても、自力で基準通りの私道をつくらない限り、住宅を建てることができなくなる仕組み⁽²⁶⁾」であると報じられた。

また、1967（昭和42）年6月初めに「都市計画や地域開発に大きな障害になっている地価の高騰を安定化するための問題点を洗い出すことを決めた⁽²⁷⁾」物価安定推進会議の第三調査部会は、ほどなく、「公共用地を手に入れる場合の問題点⁽²⁸⁾」と題する中間報告を発表し、特に同部会長の都留重人一橋大学教授は、同月末の物価安定推進会議第2回総会で、政府が地価抑制にもっと真剣に取り組むべきだと訴えた⁽²⁹⁾。同月には、建設省が、かねてより検討を進めていた都市再開発法案を最終的にま

(25) 「都市計画法改正案今月中に国会へ 大筋は建設省案通り 法案要綱 今週にも閣議了承」『朝日新聞』1967年6月19日。「来週閣議決定 都市計画法案」『日本経済新聞』夕刊、1967年6月16日や「きょうの次官会議で内定」『日本経済新聞』1967年6月22日も参照のこと。

(26) 「私道造りを義務に 特定工業地域も新設 建築基準法改正大綱審議会了承」『朝日新聞』1967年5月23日。「私道幅を規制 建築基準法改正へ」『毎日新聞』1967年5月23日、「建築基準法改正点話し合う 審議会」『日本経済新聞』1967年5月23日、「私道設置、義務づけ 建築基準法 審議会、改正点を了承」『読売新聞』1967年5月23日も参照のこと。

(27) 「地価抑制策を中心議題に 物価安定会議部会」『読売新聞』1967年6月3日。「土地問題取り上げる 物価安定推進会議第三調査部会」『日本経済新聞』1967年6月3日も参照のこと。

(28) 「“ゴテ得” あおる恐れ バラバラの公共用地買収 物価安定会議が中間報告」『朝日新聞』1967年6月18日、「公共地買入れの問題点 地価上昇を促す傾向 買収態度の検討を 物価会議部会指摘」『毎日新聞』1967年6月18日、「“大型物価会議” 動き出す まず牛乳、地価にメス 成果は政府の受入れ姿勢に」『毎日新聞』1967年6月21日、「評価、二本立てに 公共用地の取得 物価安定推進会議、中間報告」『日本経済新聞』1967年6月18日、「地価高騰の原因絞る 物価安定推進会議の中間報告 現実的な具体案出そう」『日本経済新聞』解説、1967年6月18日、「評価二本立てに 公共用地買収で中間報告 物価安定会議」『読売新聞』1967年6月18日。

(29) 「消費者を守れ 物価安定会議が政府へ意見書 “行政の一元化を” 交通料金も激しく追及」『読売新聞』1967年6月29日。「“企業努力で吸収を” 交通料金めぐり白熱 物価安定推進会議」『日本経済新聞』1967年6月29日も参照のこと。都留の発言には触れていないが、この総会に関して、「消費者行政に努力 物価安定推進会議 首相、建議に答える」『朝日新聞』1967年6月29日および「消費者行政に物申す 物価安定推進会議 『値上げは押えよ』 交通料金に批判が集中」『毎日新聞』1967年6月29日も参照のこと。

とめ、同月6日に開かれた自民党建設部会に提出し了承された。同法案は、「都市計画法改正案と並んで、建設省が都市政策上もっとも重視している法案」で、その骨子は、立体換地方式での高層化や市街地再開発組合の結成など、同年3月の「要綱の構想を、ほぼそのまま具体化した形」であった。⁽³⁰⁾同法案は、6月13日に閣議決定されたが、そこでも、建設省が土地収用法案、都市計画法改正案「とならんで都市政策推進の根幹にしようとしているもの」と報じられた。⁽³¹⁾

上に見たように、都市計画法改正案での空閑地税の創設は早々に見送られてはいたが、首相の諮問機関である税制調査会が土地税制特別部会を新設し、地価高騰の抑制や土地供給の促進に資する税制確立の検討に取り組んでいこうとしたこともしばしば報じられた。⁽³²⁾都市計画法改正案が閣議決定されることになる日に大蔵省で開かれた税制調査会の土地税制部会の初会合では、土地の供給を増やす税制上の方策として、地価の値上がりを待って遊ばせている土地に対する未利用地税または空閑地税の創設の是非等を検討することが確認された。⁽³³⁾1967（昭和42）年7月半ばまでには、土地収用法改正案が衆議院および参議院で可決してもいた。⁽³⁴⁾

そうした中、都市計画法改正案自体については、1967（昭和42）年6月23日の閣議で、その大綱

(30) 「都市再開発法案がまとまる 自民部会で了承」『朝日新聞』1967年6月7日。建設省が進めていた都市再開発法案の検討については、前掲注(3)「都市計画法の制定に関する一考察(2)」『三田学会雑誌』102巻2号、149ページを参照のこと。

(31) 「都市再開発法案を決定」『朝日新聞』夕刊、1967年6月13日。「耐火、高層化を推進 『都市再開発法案』を閣議決定」『毎日新聞』夕刊、1967年6月13日、「『都市再開発』決定 近く国会へ 過密地域を高層化」『日本経済新聞』夕刊、1967年6月13日、「都市再開発法案 きょう閣議決定」『読売新聞』1967年6月13日、「建て物の高低、面積規制 都市再開発法案 閣議決定」『読売新聞』夕刊、1967年6月13日も参照のこと。ただし、法案が目論んだ民間エネルギーの活用に対する疑問も根強かった。「都市再開発法案の問題点」『毎日新聞』社説、1967年6月15日や「都市再開発法案地主参加が特色 政府助成もっと明確に」『日本経済新聞』解説、1967年5月11日等を参照のこと。

(32) 「十万円引上げる 住民税課税の最低限 税調の方針」『朝日新聞』1967年6月10日、「所得税や教育費 来年度減税 きょうから審議 税制調査会」および「土地税検討に特別部会」『朝日新聞』1967年6月30日、「税制調査会 審議項目きめる 売上げ税も検討 土地税制 特別部会を新設」『朝日新聞』1967年7月1日、「税制調査会 土地部会も新設 30日から長期構想取組み」『毎日新聞』1967年6月26日、「サラリーマン減税など 審議項目を決める 税制調査会 土地税制特別部会の新設も」『毎日新聞』1967年7月1日、「『長期税制』審議始める 調査会総会 百万円免税目標に 所得税減税 新情勢を織り込む 土地部会を新設」『日本経済新聞』1967年7月1日、「譲渡益課税へらす 地価抑制の大蔵省方針 税調に諮問」『読売新聞』1967年6月17日、「法人税に利潤方式 税調に臨む大蔵省方針 住民税の減税も」『読売新聞』1967年6月24日、「住民税減税重点に 税制調査会きょう総会」『読売新聞』1967年6月30日、「土地部会を新設 税調が初会合」『読売新聞』1967年7月1日等を参照のこと。

(33) 「わかりやすい税制に 税調2部会、初会合で方針 土地供給ふやす道検討」『朝日新聞』1967年7月8日、「土地活用促す税制 調査会部会 検討課題決める」『毎日新聞』1967年7月8日、「開発益還元など審議 税調土地部会 きょう初会合」『日本経済新聞』1967年7月7日、「税制調査会 あすから『地価』に取り組む 空閑地税など検討 固定資産税も均衡図る」『読売新聞』1967年7月6日、「年内に大筋答申 税調土地部会が初会合」『読売新聞』1967年7月8日等を参照のこと。

が決定されるところまでこぎつけていた。このことを伝える同日の『朝日新聞』夕刊は、「各省との調整が難航し、成文化が手間取っていたが、政府としては、都市問題が政治上の緊急課題となっているときだけに、大綱の段階で閣議決定という異例の措置をとったものである」と報じた。⁽³⁵⁾その異例さは際立っていたようで、『日本経済新聞』夕刊も、「『法案』の決定ではなく『大綱』の決定となったのは二十二日夜までに各省庁間で話し合いのついた点を法案作成の途中段階で固定しておこうとの配慮によるものとされているが全く異例のことだけに政府部内にはこんどの措置について『前進するための適切な措置』と評価する向きと『権限争いの所産』と酷評する向きの両論があるようである」と報じた。⁽³⁶⁾

新聞各紙が大綱の主要な内容として報じたのは、以下の諸点であった。すなわち、都市計画区域を、市町村境界を越えて広域的に指定できるとする。都市計画区域を、市街化を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域とに区分し、都市施設整備や市街地開発と開発に対する規制とを計画的に行なう。都市計画区域内での開発事業の規制のために開発許可制度を設ける。市街化区域では農地の転用規制の除外を認める。市街化区域と市街化調整区域の区分や広域的な都市計画の決定は、重要なものについては建設大臣の認可を得て、都道府県知事が行ない、それ以外は市町村が知事の承認を得て行なう。国や地方公共団体は、市街化区域内で開発許可を受けた者に対し、必要な資金上等の援助に努める、といった諸点であった。⁽³⁷⁾

(34) 「衆院本会議」『朝日新聞』1967年7月5日、「事業認定時の地価で 土地収用 補償基準を改正」『朝日新聞』1967年7月15日、「土地収用法改正案を可決 衆議院本会議」『毎日新聞』1967年7月5日、「通学路安全施設整備法が成立 参議院本会議」『毎日新聞』夕刊、1967年7月14日、「衆議院本会議」『日本経済新聞』1967年7月5日、「土地収用法改正、成立 公共事業、安く敏速に 運用面にむずかしさ残る」『日本経済新聞』夕刊、解説、1967年7月14日、「参議院本会議」『日本経済新聞』夕刊、1967年7月14日、「土地収用法改正案を可決」『読売新聞』1967年7月14日、「『通学路』『土地収用法』が成立 参議院本会議」『読売新聞』夕刊、1967年7月14日。ただし、「野党側も指摘しているように…地価の上昇と地主の思惑を防ぐための譲渡所得税制の強化が今回は見送られたため、せっかくの改正も効果が半減してしまった」と批判し、「そのうえ、都市再開発法案、都市計画法案の今国会成立が望み薄のこともあって、土地収用法の改正だけで、地価対策ないし都市政策の大きな前進を期待することは無理のようである」と述べた「土地収用法やっと日の目 ゴネ得をなくす 施行は来年1月ごろ」『読売新聞』1967年7月15日も参照のこと。

(35) 「開発許可制など創設 都市計画法改正案 大綱を閣議で決定」『朝日新聞』夕刊、1967年6月23日。

(36) 「土地の公共性ははっきり出す」『日本経済新聞』夕刊、解説、1967年6月23日。

(37) 前掲注(35)「開発許可制など創設…」『朝日新聞』夕刊、1967年6月23日、「都市政策に新方向 私権抑制に踏切る 現行法を全面見直し 都市計画法改正案大綱」『朝日新聞』1967年6月24日、「市街化区域内では宅地造成などを援助 都市計画法(全面改正)案の大綱決まる」『毎日新聞』1967年6月24日、「都市計画 法案大綱決まる 『市街化』『抑制』を区分」『日本経済新聞』夕刊、1967年6月23日、「“市街化”に許可制 都市計画法 改正大綱きまる」『読売新聞』夕刊、1967年6月23日。なお、大綱の比較的詳細な紹介としては、「大綱の要旨」『朝日新聞』1967年6月24日や「新都市計画法案の大綱 要旨」『日本経済新聞』夕刊、1967年6月23日を参照のこと。

「建設省はこの大綱にもとづいて法文化を急ぎ、七月上旬中にも延長国会へ提出する」ものとされ⁽³⁸⁾たが、「各省庁間の折衝に手間どったため」に「法案の法文化作業が予定より約二ヵ月遅れた」中⁽³⁹⁾、「『大綱』を条文化するに当たってはむずかしい注文もつくものとみられ、法案がまとまるまでにはかなりの曲折があろう」との予測が相変わらず示された⁽⁴⁰⁾。

たしかに、「かりに今国会で成立しない場合でも、大綱が閣議決定されたことによって、建設省としては都市政策の画期的前進の基礎ができたとしている」⁽⁴¹⁾とも報じられた。しかし、以下の『毎日新聞』社説からみてとれるように、都市計画法改正案をめぐる顛末は、政府、与党の都市政策への取り組みに対する疑問や懸念をいよいよ高めていた。

「大綱が閣議決定をみた以上、遅ればせながら、今国会に提出の運びになるであろうが、国会審議では、土地収用法改正案の場合のように、地主側その他の強い反対を、当然覚悟しなければなるまい。国会でも、さらに手間どっては、都市問題に取り組む政府、与党の真意さえ疑われるであろう。〔第二次世界大戦で失われた、引揚者などの〕在外財産補償〔問題〕などに示した異常なまでの熱意に比べて、この緊急、重要な都市問題に対する政府、与党の態度は、消極的にすぎはしないか。せっかくの法案作成の作業が、このまま腰くだけに終わることがないように、強く望むものである。」⁽⁴²⁾

社説はさらに、法案が、未利用地税の創設や農地転用の自由化の点で、宅地審議会第6次答申から「後退している」と指摘した上で、次のように述べた。

「こうみてくると、画期的な法案ではあるが、これに取り組む政府の態度が、かなりふらついていることがわかる。また、この法案を作成する段階での各省の意見などもばらばらで、強い政策を打出そうという気迫も熱意も欠けているように思われるのである。…政府、与党が、目先の利害を超越して、本気で対策に取り組むことこそ、都市問題を打開するカギというべきである。」⁽⁴³⁾

はたして1967（昭和42）年7月5日には、経団連が建設大臣と通産大臣に、政府が国会に提出予定の都市計画法改正案が「産業界の意見を反映していない」とする意見書を提出してその「不満を」⁽⁴⁴⁾

(38) 前掲注(37)「“市街化”に許可制…」『読売新聞』夕刊、1967年6月23日。

(39) 前掲注(37)「市街化区域内では宅地造成などを援助…」『毎日新聞』1967年6月24日。

(40) 前掲注(37)「都市計画 法案大綱決まる…」『日本経済新聞』夕刊、1967年6月23日。この記事では、閣議の席上菅野和太郎通産大臣が「『大綱には特に異論はないが法案となると産業界の意見も聞く必要があり通産省で準備している工業立地適正化法案との調整も必要だ』と発言、西村建設相はこれを了承した」ことも報じられている。

(41) 前掲注(37)「都市政策に新方向…」『朝日新聞』1967年6月24日。

(42) 「都市対策と政府の姿勢」『毎日新聞』社説、1967年6月29日。

(43) 同上資料。

(44) 「都市計画法に産業界意見を 経団連申し入れ」『読売新聞』1967年7月6日。

表明するとともに、[改正案の] 慎重な取扱いを要望した」ことが報じられた。経団連によれば、第1に、都市計画区域の指定は産業立地政策との関連から全国的視野で行なう必要があり、知事の権限に任せているのは不適當である。第2に、市街化区域の設定はかえって地価高騰を招き工業立地を困難にする一方で公害の防止にはつながらない。第3に、開発行為の許可基準が不明確で、都市計画法と建築基準法との「二重規制になる恐れがある」というのであった。⁽⁴⁵⁾一方、佐藤首相が翌6日に、全国9ブロックの各地方行政連絡会議の代表9知事と、都市問題など当面する諸問題について懇談し、その席上、合理的な土地利用計画にもとづき住みよいまちづくりを進める上で、「公共の福祉のためにはある程度私権の制限もやむを得ない」と考えていると述べたことも報じられた。⁽⁴⁶⁾

実際、新聞は、省庁間の対立を排し、私権の制限について思い切ることを改めて強く求めた。『読売新聞』社説は、他の省庁が「自省の権限が制約されるとして」それぞれに法律の制定、改正を図るなどの動きに出て、「このためせつかくの都市計画法改正案が、今国会を通過できるかどうか疑わしい段階になっている」と指摘して、次のように述べた。

「土地は一つである。一つの土地は一体として、総合的な見地から、一つの計画で規制されなければ、合理的な利用開発ができるはずがない。役所の権限争いでいくつもの法律ができ、規制が重複して行なわれることになっては、国民はたまったものではない。」⁽⁴⁷⁾

『読売新聞』は、都市計画法改正案の閣議決定が予定された日にも、「土地利用計画は都市計画法一つにまかせ、関係各省は必要に応じてこの計画の決定に参加するということが十分なのではなかろうか。役人は、建設省事務官とか、通産省事務官といった考えを捨て“日本国事務官”という気概と全体的視野を持たなければなるまい」と主張した。⁽⁴⁸⁾その2日前の『朝日新聞』社説も、土地収用法改正案、都市再開発法案、都市計画法改正案の「都市三法」の成立を強く迫る中で、特に都市計画法の改正は「地主や利害関係者にとって重大な影響を与えるだけに、強い抵抗や摩擦が予想され

(45) 『産業不在』ねり直せ 経団連、都市計画で要望』『毎日新聞』1967年7月6日。「産業界の不安除け 都市計画法 経団連が要望」『日本経済新聞』1967年7月6日も参照のこと。

(46) 「都市計画、私権制限も必要 首相が表明」『読売新聞』1967年7月7日。「府県合併を進めたい首相、知事代表に語る」『朝日新聞』1967年7月7日および「首相、九知事と懇談」『毎日新聞』1967年7月7日も参照のこと。『日本経済新聞』ではこの点についての言及はない（「市町村道中心に地方道整備 首相、知事代表に表明」『日本経済新聞』1967年7月7日）が、他方、同紙は、この懇談の「おぜん立てに当たった自治省は大都市の再開発より地方都市開発を重視する立場から、各知事から出されるとみられる『地方への公共投資増額』などの意見をも取り入れて、大規模な地方中核都市の建設促進に取り組みたい考え」で、建設省や経済企画庁が大都市再開発を重視する立場であることから、「都市問題の基本的問題をめぐって政府部内の意見調整が急務となろう」と指摘していた。「あす知事代表と懇談 首相 都市問題対策中心に」『日本経済新聞』夕刊、1967年7月5日を参照のこと。

(47) 「土地利用は一元的に」『読売新聞』社説、1967年7月3日。

(48) 「近代都市づくりいま勇断の時 都市計画法案きょう閣議決定 まず住民へPR やむをえない私権制限 ナワ張り争う役所」『読売新聞』1967年7月7日。

る」とした上で、次のように述べていた。

「しかし、行詰った都市問題の解決には、この程度の法律は是非とも必要である。いったいにわが国では、土地の財産権を絶対視する慣習が強いが、これは誤りである。土地は商品ではないという言葉があるように、土地は私有財産として個人のものであると同時に、国土として国家社会のものでもある。従って、社会公共のためには、ある程度私権を制限することは当然で、憲法もこれを認めている。欧米各国をみても、土地に対して規制を加えていない国はない。まして、狭い国土に、あふれる人口を有するわが国が、土地を野放しにしておくことは許されない。国民が、まず土地の私権を絶対視し、政党がその規制にためらうようでは、都市問題の解決どころか、国土の合理的開発など思いも及ばない。…

国民の権利を制限する問題だけに、政府や国会が慎重を期することは理解できぬでもない。しかし行詰っている都市問題を解決するためには、少なくとも都市三法くらいは成立させねばなるまい。

われわれは、今後とも続発し、累積するであろう都市問題に対処するには、もっともっと数多くの私権規制の法律が必要となると思う。政府も政党も、目先の困難を恐れず、都市政策に蛮勇をふるう覚悟をもってもらいたいのである。⁽⁴⁹⁾」

(3) 都市計画法改正案の国会提出以前における、私権の制限をめぐる国会での議論

ところで、私権の制限や省庁間の対立といった問題は、都市計画法改正案が国会に提出されるより前にも、国会においてしばしば問題にされた。ただし、そこでの議論の内容が事細かに新聞紙上等で紹介されたわけでは必ずしもない。こうした議論に関する報道としては、以下が散見される程度である。

たとえば、『朝日新聞』は、1967（昭和42）年5月15日の参議院予算委員会において、「政府の都市対策は都市集中の現状を肯定しているのか、それとも地方分散に重点をおくのか」との質問に対して西村英一建設大臣が「基本的には地方分散をはかる。しかし、過密化の現状は放っておけないので、都市計画法を改めて利用区分をはっきりさせたい」と答弁したことや、⁽⁵⁰⁾7月5日の参議院本会議において、都市再開発法案の趣旨説明を受けての、「国土総合開発について、建設省と自治省の間に考え方の相違があるのではないか」との質問に対して佐藤首相がそれを否定する答弁をしたことを報じた。⁽⁵¹⁾また、土地収用法改正案が7月半ばに参議院を通過した際に『読売新聞』は、「社会党など野党は…お役所の職権乱用につながるおそれがあり、また被収用者に対する補償が十分でな

(49) 「都市三法の成立を図れ」『朝日新聞』社説、1967年7月5日。

(50) 「参院予算委」『朝日新聞』夕刊、1967年5月15日。

(51) 「参院本会議 都市再開発法案審議始る」『朝日新聞』夕刊、1967年7月5日。

いなどの点をあげ反対し、与党の一部にも土地収用法改正よりも土地利用計画の策定を優先すべしとの意見があったが、「公共事業を促進するためには“次善の策”としてやむをえない」とのことから、附帯決議をつけた、「いわば条件つき賛成の形となった」と報じた。⁽⁵²⁾以下では、都市政策をめぐる私権の制限や各省の対立といった問題に関して国会で繰り広げられた議論について、もう少し詳しく見ていくことにしよう。

改めて強調されるべきは、まず、私権の制限に踏み込んだ都市政策に関して、新聞の論調が上に見たように制限もやむなしとしていたのに対して、国会では社会党をはじめとする野党が、政府の有効な政策の欠如が最大の問題であり、かかる制限には慎重が必要だと再三にわたり主張したことである。一部の土地所有者が地価値上がりを期待して土地を手放そうとしない、いわゆるゴネ得を問題視し、公共用地取得を促進するべく提出された土地収用法改正案を審議した1967（昭和42）年7月4日の衆議院本会議で社会党の井上普方が述べたように、「いたずらに片々たるゴネ得をなくするためと称し、安易に公権力を強化し、私権を圧迫するのは、本末転倒もはなはだしい…ゴネ得の出現も、政府の土地政策の貧困と地価対策の皆無に根本的原因があり、政府の諸施策が国民に信頼されざるところにその源を発している」というのであった。⁽⁵³⁾

こうした主張に対して政府側は、私権の制限は必要だと繰り返し明言した。すでに1967（昭和42）年4月4日の、当該年度予算について審議した衆議院予算委員会で宮澤喜一経済企画庁長官が、「いわゆる私有財産権の制限については…行けるところまで行ってみるということがほんとうではないだろうかと私は前向きに考えております」と述べていた。⁽⁵⁴⁾上に述べたように、都市計画法改正案に関わる私権の制限で特に問題視されたのは、市街化調整区域に編入されれば、建築の自由が制限され、しかもそれに対する補償がないということであった。しかし宮澤は、5月22日の参議院予算委員会第二分科会でも、同様の主張を展開した。社会党の瀬谷英行が、地価の抑制を図るためには私権の制限もやむなしとの考えかと質したのに対し、次のように述べている。

「ただいま私どもで提案を準備中の都市計画法の改正案によりますと…もう少し具体的に所有権の行使について規制をするようになる。たとえば私ども、市街化地域というものと、それからよほど大幅な計画でない限りは開発を制約するつむりの調整地域といったような、二つを考慮しておりますが、その調整地域では、土地所有者の所有権の行使は、ただいま申しましたように、制約を受けることになるわけでございます。かってに家を建ててはいけないといったようなことになるわけでございます。その場合、従来でございますと、それに伴ってすぐに補償の問題が出た

(52) 前掲注(34)「土地収用法やっと目の目…」『読売新聞』1967年7月15日。附帯決議については、「第五十五回国会衆議院建設委員会議録第二十号」1967年6月30日および「第五十五回国会参議院建設委員会会議録第二十三号」1967年7月13日を参照のこと。

(53) 「官報号外昭和四十二年七月四日 第五十五回国会衆議院会議録第三十二号（一）」868ページ。

(54) 前掲注(4)「第五十五回国会衆議院予算委員会議録第十一号」1967年4月4日、8ページ。

であろうと考えますが、今回まだ政府案はまとまっておりませんものの、大筋の考え方としては、ある程度の制約を一方的にいたすこともやむを得ないのではないだろうか。…将来に向かっている所有権の行使はある程度制約をするぞ、しかもそれについて国は必ずしもその補償対価を払わないといったようなことに、まだこれは最終でございませぬけれども、そういうことで討議が行なわれておりますので、かりにそういうことになってまいりますと、やはり…ある程度の私権の制限が行なわれるということ、それを含まなければ有効な法律案ができないのではないかとこのように私は考えておるわけ⁽⁵⁵⁾でございませぬ。」

1967（昭和 42）年 6 月 16 日には、公害対策基本法案を審議した参議院本会議で、社会党の柳岡秋夫が、「今後の公害対策の基調は、総合的な都市計画ないし地方計画に基づく土地利用計画による予防的施策でなければ」ならないが、「政府は、この際、土地利用、規制に関連をして、憲法第十二条及び第二十九条の解釈を明らかに」せよと西村英一建設大臣に質した。これに対し西村は、公害の予防も念頭に置いた、秩序ある都市形成を目的とした総合的な土地利用計画としての「都市計画の策定のために私権が制限されたといいたしましても、それは公害の防除であり、あるいは環境整備のためである以上は、これはやむを得ない。憲法第十二条ないし第二十九条の精神に違反するものではないと考えておる次第でございませぬ」と述べ、さらに付言して、「一般財産権におきましても、現在では、それは公共福祉のためにはある程度の犠牲を払わなければならぬということは常識でございませぬ。いわんや、公共性の最も高い土地についてはその感を深くするものでございませぬして、憲法という精神と違反しないと、私はいかに考えておる次第でございませぬ」と明言⁽⁵⁶⁾した。

土地収用法改正案を審議した 1967（昭和 42）年 6 月 28 日の衆議院建設委員会では、社会党の岡本隆一が、「土地収用法と税制と、それから都市計画法と三本立てとするなら」土地収用法改正案の採決に応じるとの約束で「今日まで審査を続けてきている」のに、「待っていても待っていても都市計画法は出てこない」で、結局、都市計画法改正案「大綱の閣議決定でしんぼうしてくれ」という話になったことへの不満を述べた。岡本はその上で、この大綱での私権制限に関連して、佐藤首相の見解を質した。すなわち、市街化調整区域という「開発抑制地域になるということは非常に私権の抑制になってくる」のであるから、大綱が承認されたのも、そうした私権の制限が「当然というふうには総理はお考えになればこそ」であり、したがって、「土地に対するところの私権の抑制というものは今後相当強力に進められてもやむを得ない、こういうように考えられますから、総理はそういうふうな土地というものについての性格について、私権は相当押えられることはやむを得ないと

(55) 「第五十五回国会参議院予算委員会第二分科会（防衛庁、経済企画庁、外務省、大蔵省及び通商産業省所管）会議録第一号」1967 年 5 月 22 日、22-23 ページ。

(56) 「官報号外昭和四十二年六月十六日 第五十五回国会参議院会議録第十七号」518 および 520 ページ（引用は両ページ）。

いうふうにもう今日では腹をきめられたのか」というのであった。⁽⁵⁷⁾

これに対し佐藤は、「何でもかんでも公共だというそういうところで私権を侵害するような、そういう万能を振り回しても実はいけない…政府におきましてそういう点に節度を守るといふ、そういうことが必要じゃないか」という点は押えつつも、私権の制限は時代の要請であるという点を強調して、次のように答弁した。

「土地の持つ意義というか、その価値というかそれは、やはりその公共性、公益性、これを生かさなければなりません。そういう意味で公共性、公益性、これはここでいろいろ御審議をいただいている、そういうことが世論を形成していると私は思います。したがって、かつてのように所有権万能、こういう考え方ではなくて、やはり公共の用に優先的にそういうものを考えるべきだ、こういう方向へ向いておると思います。今回法制局でもいろいろこういう問題と取り組んでおりますが、基本的にあるいは憲法違反じゃないだろうか、そういうこともいろいろ考えておりますけれども、これはやはりその時勢に大衆がつくり出す観念というものが、これはその所有権万能じゃなくて、土地の性質から見ましてある程度の制限を受けること、これはどうもやむを得ないのじゃないか、かように思います。⁽⁵⁸⁾」

1967（昭和42）年7月5日には、都市再開発法案を審議した参議院本会議で、首相、建設大臣、法務大臣が、私権の制限に関して発言した。この日の本会議では、社会党の田中一が、次のように首相に迫った。田中はまず、「昭和三十年代の高度成長期以来、土地所有権や土地利用権が、公共の福祉または公共の利益の名のもとに一段と制約を受けてきている傾向」のもと、「都市及び宅地開発に関する諸立法をはじめ、地方拠点都市の開発及び保全に関する立法等がきわめて多く、また、今国会でも、本〔都市再開発〕法案のほか、土地収用法改正案、総理みずから提出を約束された都市計画法改正案等によって〔そうした制約が〕一そう強められようとして」と述べ、そうした制約の強化と、「憲法第二十九条に規定する『公共の福祉と財産権』、特に土地所有権の保障との調整をどのように考え、その具体的な基準をどこに置こうとしているのか」を首相らに質した。「もちろん、土地所有権等の権利に社会的制約が加えられることは一応認めるとしても、公共の福祉、公益性に名をかりて公法的制限を拡大し、これを、うのみに是認することは、官僚統制を強化することになり、権力行政を国民にしいるおそれがある」というのであった。⁽⁵⁹⁾

これに対し佐藤は、ここでも、時代に即応する必要と土地の社会的性格とを強調して、次のように答弁した。

(57) 「第五十五回国会衆議院建設委員会議録第十八号」1967年6月28日、9ページ。

(58) 同上資料、同ページ。

(59) 「官報号外昭和四十二年七月五日 第五十五回国会参議院会議録第二十二号」634ページ。

「私有権は絶対ではございません。御指摘になりましたように、憲法二十九条、また、憲法十二条におきましても、公共の福祉、そういう立場から制約を受ける、これが現在の私有権でございます。この制約を受けるのは、一体どういうようになるのかというお尋ねであります。もちろんこれは時代に即応していかなければなりませんし、また、財産権の種類によりまして、その制約の程度、方法等はそれぞれ違っておるのでございます。私が申し上げるまでもなく、土地の場合でございますと、土地の利用は、これは都市の機能にも影響を与えますし、また、環境にも重大なる影響を与えるものでございますから、その意味におきまして、憲法二十九条あるいは十二条等からの制約を受ける、これはまた、当然のこのように私は考えております。」⁽⁶⁰⁾

田中一は、都市計画法改正案が閣議決定されてからほどない1967（昭和42）年7月11日の参議院建設委員会における土地収用法改正案の審議でも、私有権の制限に対する懸念を示した。田中によれば、土地収用法改正案の提案理由には、「非常にどぎつい国民に対する挑戦が盛られて」いた。「国民はごね得をするやつ。国民がいつの間にか地価の高騰、値上がりを見せているんだということが、ここに提案理由にうたってある」のであり、この法案は、「ごて得とか何とかいうことばを使って…まるで国民というもの、いや私有財産というものを、これを当然公共の名において何でも取れるのだというような印象を与えている」というのであった。しかし田中によれば、地価高騰を招いたのは国民ではなかった。

「政府が高度経済成長によって、そうして先行投資等をあおり立てたものだから、地価の高騰を来し、国民の住宅の要求にこたえようとして、いたずらに畑地、たんぼ、山林等を伐採し、平たくして住宅団地をつくるという、まことに粗末な住宅政策を持っているから、地価の高騰もする。また土地の買いあさりをするのは、政府でございます。並びに政府関係機関です。国民の持っている土地を買いあさろうとする。これはたとえば住宅金融公庫という一つの原資のもとに、日本じゅうどのくらいの数の、何十、何百という機関が土地を求めて歩いているんです。買

(60) 同上資料 635-636 ページ。また、田中一は、都市再開発法案で再開発事業の主体のひとつに想定された市街地再開発組合の場合、区域内住民の3分の2が同意すれば事業を実施できていることについて、「権利者全員の同意を得ないで財産の変更及び処分行為を行なうことは、たとえ公益性があるとしても、公共の福祉を越える不当の財産権侵害と考えられる」と述べ、西村英一建設大臣と田中伊三次法務大臣の見解を質した。これについて西村は、同法案による再開発が「やはりこれは、至るところでやるというわけではございません。そこに住宅が非常に不合理に密集している——木造の家屋が密集しているところでやるのでございまして、その中で少数の方々が反対をいたしましても、ほんとうに公共の福祉になり、公共の利益になると思う場合には、私は、これはやはりやらなければならぬと思っているのでございまして、必ずしも憲法の二十九条に違反するものではない、かように考えておる次第でございます」と答弁した。また、田中伊三次も、「内閣総理大臣並びに建設大臣からお答えをいたしましたとおり、権利侵害となるものではない。公共の福祉のためには、この程度の制限はやむを得ないものと考えるのであります」と簡潔に述べた。同資料 634、636 および 637 ページ（引用は各ページ）。

収に歩いているのです。そういう政治的な施策から来るところの土地の高騰が大きいんです。したがって、この問題については、他を顧みてものを言っているのです。ごね得だとか何とかということばは、これは国民を侮辱したものでございます。国民は自分の持っている土地を、だれもものを言わなければ、そのままそこに平和な家庭をつくっているのです。これは結局、ごねようとするのは、自分の平和な生活を侵される場合には犬でもネコでも騒ぎます。そのように非常に単純な、むしろこれは動物の人間も一種でありますから、そうした動物的なものが、自分の生活環境が侵された場合には、それには侵そうとする国家——これは民族の結集体であります——国家の意思、国家の要請の内容、政治家のあり方、行政官のあり方、政治に対する不信というものが、やはりそこに一応の抵抗を試みるのが当然であります。…でありますから、そういう国民に対して、こうした表現でもって、この法律の数次の改正をしようとする意図が何であるかと聞いているわけなんです。⁽⁶¹⁾」

これに対し佐藤首相は、「政府の行き過ぎない、節制ある、節度ある処置」の必要を認め、「強権は避け」て「話し合いでまとまることが、一番望ましい姿」だとしながらも、「現実の問題として広い新しい道路はできたが一軒うちがどうしても立ちのかない、そうしていつまでもその家だけ残っておる、こういうものもお見受けでございましょうし、また価格等の点につきましても、最初相談に応じた者、良識的に承知をした者よりどうも最後に残されたほうがよりいい条件、より高価に買い取られた、こういうような例もある」中で、「きわめて少数な、全体から見ますとごくわずかなパーセンテージのそういった間違っただけの人」を見過ごすことはできず、「すべてが公平に取り扱われる、これはもうあたりまえ」だ⁽⁶²⁾という点を強調した。

このように、政府による都市政策がもたらす私権の制限に関して、国会では社会党をはじめとする野党がかなり懐疑的・批判的であり、一方政府は、ある程度の制限は時代の要請であると繰り返し主張した。そうした議論をどう評価すべきかについての検討は別の機会に行ないたいが、少なくとも野党の見解が、ある程度の私権の制限は当然だとした新聞各紙の論調とかなり異なったもので

(61) 「第五十五回国会参議院建設委員会会議録第二十二号」1967年7月11日、4および5ページ（引用は両ページ）。

(62) 同上資料、5および6ページ（引用は両ページ）。このほか、公明党の鈴木一弘が、「この土地収用法の一部改正ということだけで、現在の土地の騰貴というものがはたして解決をされるかどうか」、つまり、土地の最終的な帰属は国家にあるとするようなもっと根本的な法制度が必要なのではないかと佐藤を質した。また、共産党の春日正一が、土地収用法等で電力、私鉄、ガス会社等の「純然たる営利会社の事業」や、工業用水道、下水、工業団地造成、高速道路建設等の「主として大資本の利益のために使われる事業」のために土地収用ができるとなっているのは、「どう考えたって、憲法のたてまえから見て絶対に許されないものである。そういう意味でこういう不当なもの、いままであげたような、こういうものは土地収用の対象事業から排除して、土地の収用の対象事業というものを、厳格に人民大衆の共同の利益に奉仕するものということに制限する必要があると思う」と佐藤に迫った。同資料6-9ページ（引用は6および9ページ）。

あったことは指摘されておくべきであろう。

(4) 都市計画法改正案の国会提出以前における、都市政策の基本方針をめぐる国会での議論

また、都市政策をめぐる省庁間の対立に関しては、建設省と自治省の間での方針の相違が特に国会での議論の対象となった。各大臣の答弁を通して示される、私権の制限に関する政府の見解が一枚岩と言って差し支えなかったのに比して、関係大臣たちの語る都市政策に関する各省庁の方針の間には、一見微妙な違いながらも足並みの揃っていない感がしばしば漂った。

そもそも、都市政策に関する政府の方針を国会で質したのは、野党の議員に限られたわけではなかった。上に見た、建設・自治両省間での方針の相違に関する新聞報道があった直後の1967(昭和42)年5月4日の参議院予算委員会での、自民党の梶原茂嘉の質問がその例である。地方か大都市の「片方を押さえなければこっち[もう片方]は上がってこない」、つまり、「どうしても考え方の基礎を地方のほうに、うんと大きなウェイトをおかなければ[国土全体の発展における]バランスがとれない」との主張を持っていた梶原は、大都市への人口集中が「あまりに激し過ぎる」ことに関して、藤枝泉介自治大臣から「実際問題としては、もう大都市、特に東京、大阪等への人口、産業の集中は抑制をして、そうして国全体として考えた地域の開発に努力をすることが必要ではないかというふうに考えておる」との発言を引き出した⁽⁶³⁾。

次いで梶原は、都市政策についての考え方を西村英一建設大臣や佐藤栄作首相に尋ねた。それに対する西村の答弁は、政府としては都市と地方の両方に目を配っていると印象づけたいとの思いがにじみ出た感のするものであった。すなわち西村は、「現在のように増加する人口が大部分、一地区に集まるといふようなことは、これを急激にやるとは、産業のうまい発達はできない」ので、「産業の場であります国土を有効に使うために、建設省といたしましても、あまり経済的ではなくても、国土開発の自動車道路をやるとか、あるいはブロック別に中心となる都市の育成をやるとかいろいろして、なるべくその都市化傾向をやはり緩慢に行ないたいという考え」だということを強調した。同時に、「東京とか大阪とか、こういうところについては、やはりこれは都市対策として従来よりはきびしい態度で取り組まなければならぬ」ので、「都市計画法を抜本的にひとつ改正して、現在行き詰まっておる、いわゆる都市対策をやって、国民に豊かな、楽しい場を与えたい、かように考えておる次第」だと述べた⁽⁶⁴⁾。

佐藤も、「すべての国民に、最近の文明の恩沢といえますか、そういうものを受けるといふ生活の向上を——都市といわず地方といわず、まんべんなくそういうように生活の向上をはかるのが政治の本来の仕事」だとまず述べた上で、「ところが、ただいまのように都市化の集中が行なわれ…、そうしてそのことが全体のしあわせになればいいが、逆にこれが幾多の問題を引き起こしておる」現

(63) 「第五十五回国会参議院予算委員会会議録第六号」1967年5月4日、18-19ページ。

(64) 同上資料、19ページ。

状を認め、それに対して、なお、「総合的な施策をとっていくというのが、今日、私ども政治家に課せられた課題だ」と主張した。この‘総合的な施策’のひとつが、過密対策としての都市再開発であったが、もうひとつ、「何といたしても、都市集中の傾向にストップをかけることが必要であろう、そのためには積極的に、新産都市だとか、あるいは産業整備地域であるとか、あるいは地方開発計画であるとか、あるいは農業基盤の整備だとか、あるいは漁業の振興であるとか、あるいは林業の整備であるとか、まんべんなく、地方開発につきましても、同じような施策をとっていく」のだとされた。問題は、そうした地方開発の「積極的な施策が十分の効果をあげないうちに、なお都市集中の形にどんどん進んでいって」ことであった。そのため佐藤は、「これではそれに対して、今度は積極的に、何らかのブレーキをかけなければならなくなってくるのじゃないか、ストップをかけるような必要まで実際生じておるのじゃないかというように、実は心配をいたしておる」というのであったが、こうした言葉の端には、大都市の抑制をはっきりと求める自治大臣の言葉との差異が感じられるのではあった。⁽⁶⁵⁾

上記のように新聞でも報じられた、1967（昭和42）年5月15日の参議院予算委員会では、社会党の瀬谷英行が、都市計画法改正案の構想について質問する中で、西村英一建設大臣に、東京など大都市へ人口が集中している「現状を肯定する立場でもって今後の計画を立てていくのか、あるいは地方都市に人口を分散させるといような構想があるのか。どうもその点、伝え聞くところによると、建設省と自治省と必ずしも見解が一致していないようにも聞いて」いるが、はたしてどうなのかを質した。これに対して西村は、「政府は…なるべく産業と人口は地方に分散させるようという考えのもとにやっておることはやっておる」のだが、「しかしながら、現状はもうすでに過密になっておるし、やはり都市化の傾向は、今後でもこれはびしゃっととめるわけにはいかない。」そこで、「その対応策として、現在の都市化の問題に…対処するためには、建設省といたしましては、…新しい都市計画法をつくっていききたい」というふうに回答し、少なくとも、集中の傾向を止め難いたとみなしていることを示唆した。⁽⁶⁶⁾

一方、続いて瀬谷に見解を尋ねられた藤枝泉介自治大臣は、「基本的には、大都市に対する産業人口の集中を抑制して、地方の開発拠点——新産都市、工特地帯、あるいは筑波山ろくのあの学園都市といような、こうした開発拠点の育成をいたしまして、人口、産業を分散させることが基本方針だと私は考えておりますし、またその方向に少なくとも自治行政としては持ってまいりたいと考えております。ただ、現在の大都市への人口集中を急激にとめるわけにもまいりませんので、しかもその環境その他が悪化しておりますから、大都市の再開発のための財政的な措置等もあわせて考えていかなければならぬと思っておりますが、基本的には、大都市への人口、産業の集中を抑制して、地方

(65) 同上資料、同ページ。

(66) 前掲注(2)「第五十五回国会参議院予算委員会会議録第十四号」1967年5月15日、11および12ページ（引用は両ページ）。

の開発拠点を育成していくというこの方針を堅持してまいりたいと考えております」と述べて、分散により前向きな意向をにじませた。⁽⁶⁷⁾

1967（昭和42）年5月26日の参議院予算委員会では、社会党の藤田進が、自治省が自民党都市政策調査会に提出した都市政策に関する説明資料について質問した。この資料は、上に見た、都市政策に関する建設・自治両省の相違が5月初旬の新聞報道で強調される元となったものであった。藤田はまず、藤枝泉自治大臣に、この資料の「言わんとするところ」を尋ねた。これに対し藤枝は、「基本的にはもう大都市への人口、産業の集中は抑止すべきものである。そうして地方の開発拠点の育成に努力をするということが基本であろう。しかし、大都市への人口、産業の集中の底力…はまだ根強い」ので、「やはりある程度大都市の再開発はやらなければならないが、それは必要の限度にとどめて、その余力は地方の拠点都市の開発に充てるべきではないかということの基本をいたしておる」と応じた。⁽⁶⁸⁾

次いで藤田は、西村英一建設大臣と宮澤喜一経済企画庁長官に、それぞれの政策の基本方針を尋ねた。西村は、「均衡ある国土の発展」を基礎にしつつ、大都市への集中という傾向が続く中、「既成の市街地その他大都市の周辺におきましては、やはりそれ相応の政策をもって臨む」必要があり、「したがって、私の建設省といたしましては、都市の再開発をはかるとか、あるいはまた都市の利用計画等につきましてもできるだけやらなければならぬ、かように考えておる」と述べた。宮澤も、従来の分散志向の施策では大都市への集中傾向に歯止めがかからない以上、産業の分散を継続しつつも、「片方で、ただいま建設大臣の言われましたように、都市計画法の改正であるとか、あるいは都市再開発であるとか、首都圏その他の整備であるとかいうことに力を注がざるを得ないのであり…趨勢は、なおやはり都市圏に人口、資本が集中するという傾向がまだやんでおらないように見ておる」と答えた。⁽⁶⁹⁾

以上を受けて藤田は、宮澤と西村に、大都市の抑制を打出した自治省の都市政策に関する説明資料の原則に異存がないのかどうかを質した。両者とも、異存はないと答えたが、西村は次のように付言した。

「ただ、自治省のおっしゃいましたことは、やはり都市化対策——都市化対策と都市対策はやはりおのずからそこで分けて考えるべきじゃないか。なるべく都市に集中しないようにという考え方は、したがって、そのためには、私のほうの公共事業の配分にいたしましても、どちらかという、新産都市とか、あるいは工業特別都市というようなものに力を置いておるのでございます。また、国土幹線自動車道もやはり地方開発のためにやるのでございます。しかしまた私は、

(67) 同上資料、12 ページ。

(68) 「第五十五回国会参議院予算委員会会議録第二十号」1967年5月26日、11-12 ページ。

(69) 同上資料、12 ページ。

一方、都市対策もやらなければならぬ、こう言っておるのでございまして、まあ両面に対していまのところ対策を立てなければならぬという、自治省の考えに私はまっこうから反対する、そういうものじゃないというつもりでございます。⁽⁷⁰⁾」

ここで藤田は、佐藤首相に対し、都市問題に対する「政策の基本」をどのように考えているのかを質した。すなわち、各大臣の発言は、大都市抑制・分散か、それとも集中是認なのかという点で、「若干ニュアンスが違う」というのであった。ちなみに藤田は、「いまのままの政策をお続けになりましても、過密都市の解消ということは、これは不可能」であり、「農村地帯では挙家離村が続いている中で過密も排除するというのであれば、「抜本的な対策を講じ…均衡あるという意味からすれば、地方都市というものを十分考えていかなければならないのじゃないか」と論じていた。つまり、地方分散・集中抑制の方向をより明確にした政策をとるよう求めたのである。⁽⁷¹⁾

これに対し佐藤は、過密と過疎という「不均衡」に直面する中、「政治から申せば、都市も地方も通じてこれはまんべんなくしあわせである、こういう社会をつくることが望ましい。また、それに努力すること、これは当然であり…そういう意味から、それぞれの具体的な問題と取り組んで」いることを、まず、強調した。そうした中で、「都市再開発法が言われるかと思うと、都市計画法が言われる。そこらには、いかにも二つのものがやや違ったものであるかのようにもとれる」面があると佐藤は述べた。これは、後述の宮澤喜一経済企画庁長官の発言から考えても、都市再開発法案での再開発の促進と、都市計画法改正案での市街化調整区域のような市街化抑制の間の相違を指しているものと思われるが、「しかしどうも、都市化の傾向はしばらく続くというふうに見ざるを得ない」中で、「これは私は別に矛盾はしてない。また、それぞれのものが必要なように実は思う」と佐藤は論じた。たしかに佐藤も、都市化の傾向を「何か変えて、地方に分散するようにしなければならぬ」と考えていたが、そのためには「よほど画期的な考え方でないと、これは全体としての開発計画には乗りにくいんじゃないか。私はそれをたいへんに心配し、党におきましてもこの開発計画と取り組んで」いた。そして、「これが一、二年のうちにその方向が明示されるとは思いませんけれども、ぜひともこれを基本的な問題として取り組んでいかなければならぬ、かように私は思います」と述べて、答弁を結んでいる。佐藤の答弁を素直に読めば、最終的には分散志向だが、そのための抜本的な政策のあり方がまだよく見えてこない中で、都市化・集中は否応なく進むから、さしあたり、従来の分散のための施策と、止めようのない都市化のあり方をコントロールするための施策とを同時に進めることを考えていたと言えよう。⁽⁷²⁾

実際、さしあたり必要な大都市対策としての都市計画法改正案や都市再開発法案という見解は、

(70) 同上資料、同ページ。

(71) 同上資料、12 および 13 ページ (引用は両ページ)。

(72) 同上資料、12 および 13 ページ (引用は両ページ)。

宮澤喜一経済企画庁長官によって、より明確に示されていた。1967（昭和42）年5月22日の参議院予算委員会第二分科会では社会党の瀬谷英行が、昭和42年度予算中の経済企画庁所管事項に関する審議の中で、「都市計画法のねらっておる方向」として「ある程度三大都市圏への集中というものは認めた上で…地方開発も行なっていくのか、それともこれを抑制をするという方向でもって地方開発のほうに重点を置いていくのか」と宮澤に尋ねた。これに対し、宮澤はまず、「御質問の御趣旨はよく私にはわかっておるわけでございますが、必ずしもそのお答えが明確にできないくらいでございます」と受けた。その上で宮澤は、「私どもが〔都市計画法〕改正案をいま討議しておりますときに考えておりますこと」の「主眼」として、市街化区域と市街化調整区域の区分をあげ、特に市街化調整区域について、「これは端的に言えば、この十年近く行なわれました大都市周辺のいわゆるスプロール現象というものをここでとめよう、こう考えているのだというふうに私は理解をしている」と述べた。⁽⁷³⁾

しかし、「それならば、スプロール現象をとめるということは即大都市周辺の人口の集積を排除しようというのかといえば、必ずしもそうだとお答えができない」のであった。「つまり、ある程度それ〔人口の集積〕はいまの段階ではやむを得ないこととして、ただ、それが公共投資を伴わない〔ことで〕スプロールにならないように、むしろ先手を打って公共投資をして、スプロールでない計画的な人口の収容をしよう、これが当面のねらいではないか」というのであった。もちろん、都市再開発法案も、「大都会に人口が集中するのを排除しようとしているのではなくて、むしろ集中はある程度やむを得ないこととして、それに対して生活環境を改善していこうというのが…ねらい」だとされた。以上をもとに、宮澤は、自らの見解を次のようにまとめた。

「したがって、その二つのことから、政府はこの際都市集中を法制によって排除しようと考えておると結論することは、どうも私にはできないのではないかなという感じがいたします。他方で、長期的には、なるべく地方に中核都市をつくって、そうして過疎現象が起こる〔のを防ぐ〕とかあるいは人口なり資本の三大都市への集積を分散しようとかしているのをごさいますけれども、そういう政府の長期的に持っている意図とただいままでに起こりつつある現象とはどうも同じ方向をさしておりません。やはりまだ大都市への人口集中が続いている。したがって、それに対して、当面とるべき対策として都市計画法あるいは都市再開発〔法〕ということが議論されている、そういうふうに見るべきじゃないかと考えております。⁽⁷⁴⁾」

上記の新聞報道にあったように、都市再開発法案を審議した1967（昭和42）年7月5日の参議院本会議において、大都市への集中を「全面的に是認するのか、あるいはこれを抑制して地方開発

(73) 前掲注(55)「第五十五回国会参議院予算委員会第二分科会（防衛庁、経済企画庁、外務省、大蔵省及び通商産業省所管）会議録第一号」1967年5月22日、23ページ。

(74) 同上資料、同ページ。

を促進するのか、建設省と自治省の考え方が相対立している感があり、政府の統一的な見解がないように見受けられる」と迫った社会党の田中一に対し、佐藤首相は、「別に、自治省や建設省で考え方が違っておるわけではございません。そこには、統一された、国土の均衡ある発展を期する、こういう方向で各省が協力いたしておりますが、実情はただいま言うような〔集中傾向が続くという〕現状になっておりますので、この上とも、一そう本来の目的を達するように各省協力いたしまして、過密都市の防止、また、地域格差を是正する、こういう方向で努力する考えでございます」と応じた。もっとも、従来の都市化は「計画的な膨張でなかったことは御指摘のとおりであります。これからの都市、これは過大都市にいたしましても、計画に乗るということ、これが必要のように思います」であるとか、「私どもが今後の都市をどういふものを考えるか、これは…何と申しましても、これから先の都市はだんだん広域化する傾向がございますから、広域化した場合におきましても、都市としての機能を十分発揮ができるように、そういう考え方のもとに、計画的に進めていかなければならないのであります」といった佐藤の発言は、都市集中を、当面という以上に長期的な傾向として是認している⁽⁷⁵⁾ととらえられても致し方ないものではあった。

いずれにせよ、都市政策の基本的な方針に関する関係省庁、特に自治省対建設省等の間での見解の相違は、各大臣の国会での発言ににじみ出ている。つまり都市計画法改正案を策定する段階で、都市政策の基本的な方針に関して政府が決して一枚岩ではなかったのである。

以上、本稿本号分で示したように、都市計画法改正案が策定されるまでの新聞報道や国会での議論では共通して、関係省庁間の意見の相違が指摘されていた。実際、都市計画法改正案の基礎とすべき独自の完成した都市政策を持つ政党が皆無⁽⁷⁶⁾と言えた中、水面下では、同案の策定をめぐる各省庁が激しくせめぎあったのだった。次にその様子を見ていくこととしよう。

(経済学部教授)

(75) 「官報号外昭和四十二年七月五日 第五十五回国会参議院会議録第二十二号」633 および 635 ページ (引用は両ページ)。

(76) 前掲注 (23) 「都市計画法の制定に関する一考察 (3)」を参照のこと。